

# 日本教科内容学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は日本教科内容学会（Japan Society of School Subject Content Education）と称する。

第2条 本会は教科内容学に関する研究を行い、その振興普及及び会員相互の連絡を図り、もって学校教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、事業年度を4月1日に始まり翌年の3月末日に終わることとし、次の事業を行う。

- (1) 全国大会、研究会、講演会等の開催。細目は、細則に定める。
- (2) 会誌その他の発行。細目は、細則に定める。
- (3) 学会賞等の授与。細目は、細則に定める。
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第4条 本会の事務局は原則として会長在任地に置く。

第5条 本会には必要な分科会を置く。細目は、細則に定める。

第6条 本会には必要に応じて支部を置く。細目は、細則に定める。

## 第2章 会員

第7条 本会の会員は次の5種とする。

正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員、購読会員

(1) 正会員は本会の目的に賛同する者で、理事会で承認された者

(2) 学生会員は大学または高等専門学校に学生、院生または研究生として籍を置く者で、理事会で承認された者

学生会員が卒業したときは正会員への資格変更の手続きをしなければならない。

(3) 名誉会員は教科内容学に関し特に功績があると認められた者で、理事会で推薦され総会で承認された者

(4) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人または法人で、理事会で承認された者

(5) 購読会員は学会誌を定期購読する者

第8条 会員になろうとする者は、入会の手続きをしなければならない。細目は、細則に定める。

第9条 会員は細則に定める会費を納めなければならない。ただし、名誉会員は年会費の納入を必要としない。

第10条 会員で退会しようとする者は、退会の手続きをしなければならない。細目は、細則に定める。

第11条 会員は、会誌への投稿、本会の開催する研究会及び講演会等に参加し発表することができる。ただし、購読会員は除く。

第12条 会員が次の各号の一つに該当した場合には、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 1年以上会費を滞納した者
- (2) 会則に違反した者
- (3) 本会の名誉を著しく棄損した者

## 第3章 役員

第13条 本会には次の役員を置く。

(1) 理事（会長、副会長、庶務理事、会計理事、広報理事及び編集委員長を含む）

(2) 監事2名

第14条 役員を選出は次の通りとする。

(1) 会長、副会長、庶務理事、会計理事、広報理事、教科代表理事及び編集委員長は、正会員の中から理事会で選出し、総会で決定する。なお、発足時に理事会が構成できていない場合は、臨時の理事会が代行する。

(2) 監事は理事会で選出し、総会で決定する。

(3) 監事は理事を兼ねることができない。

第15条 会長の任期は2年とし、再任は1回とする。ただし、発足時の任期は総会で決定する。

第16条 他の役員任期は2年とし、再任を可とする。ただし、発足時の任期は総会で決定する。

第17条 役員は総会で決定された翌年度の4月1日とする。ただし、発足時の就任日は総会で決定された日とする。

第 18 条 役員は次期役員が就任するまでその職務を行う。欠員補充により選出された役員の任期は、他の在任役員の残任期間と同一とする。

第 19 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、理事会の議長を務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長から指名された副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は会務を執行する。
- (4) 編集委員長は編集に係る会務を執行する。
- (5) 監事は本会の会務を監査する。

#### 第 4 章 総会、理事会等

第 20 条 本会には、総会、理事会、編集委員会、事務局を置く。理事会が必要と認めた場合には、その他の委員会を置くことができる。

第 21 条 総会の開催は次の通りとする。

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 総会は年 1 回開催する。ただし、理事会が議決したとき、臨時に開催することができる。
- (3) 総会は正会員の 10 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席できない正会員は、書面をもって他の出席する正会員に委任することができる。なお、書面は電子メールに代えることができる。
- (4) 総会は次の事項を議決する。
  1. 会則の変更
  2. 役員承認
  3. 予算及び決算承認
  4. 事業計画及び事業報告承認
  5. その他理事会が必要と認めた事項

第 22 条 理事会は会長が必要と認めたときに招集する。

- (1) 会長は、会務の円滑な運営のために、常任理事会を組織することができる。
- (2) 常任理事会は、副会長一名、庶務理事、広報理事、編集委員長、会計理事、指定された理事から構成し、会務を執行する。
- (3) 理事会は会務の執行に関する事項を審議決定する。

第 23 条 編集委員会は会誌その他の編集に関する基本方針を審議決定し、発行に関する業務を行う。編集委員会の運営は、編集委員会規約による。

第 24 条 事務局は会長、庶務理事、会計理事、広報理事、編集委員長で構成し、理事会および常任理事会の委託を受けて会務を処理する。

第 25 条 全ての議事は出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。同数の場合は、議長が決める。

#### 第 5 章 会計

第 26 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第 27 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

#### 第 6 章 付則

第 28 条 この会則の変更は総会の議決による。

第 29 条 本会の細則は別に定める。

第 30 条 本会の設立日は 2014 年 5 月 4 日とし、本会則の発効日とする。